第62期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

】事業報告	
企業集団の現況に関する事項	1頁
(1) 財産及び損益の状況の推移	
(2) 主要な営業所	
(3) 従業員の状況	
(4)主要な借入先	
会社の新株予約権等に関する事項	4頁
(1) 当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して職務	
執行の対価として交付した新株予約権等の概要	
(2) 当事業年度末日に当社取締役(社外取締役を除く)が保有す	
る職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況	
会計監査人の状況	5頁
(1)会計監査人の名称	
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
(3) 非監査業務の内容	
(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	
企業集団の体制及び方針	6頁
(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保	
するための体制その他業務の適正を確保するための体制	
(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	
l連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書····································	0頁
連結注記表	1頁
計算書類	
株主資本等変動計算書2	4頁
個別注記表	5 頁

株式会社オリエントコーポレーション

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記当社ウェブサイト(https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区	分	2018年度 第59期	2019年度 第60期	2020年度 第61期	2021年度 (当期)第62期
取	扱	高(百万円)	5, 056, 384	5, 387, 473	5, 510, 369	5, 925, 817
営	業収	益(百万円)	233, 369	243, 135	229, 793	229, 806
親会	会社株主に帰属 期 純 利	する 益(百万円)	28, 877	20, 654	19, 695	19, 476
1 核	未当たり当期純	利益 (円)	15. 19	10.85	10. 54	10. 55
総	資	産(百万円)	5, 542, 940	5, 584, 777	3, 813, 957	3, 752, 049
純	資	産(百万円)	256, 468	251, 569	228, 464	216, 837

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	X	分	2018年度 第59期	2019年度 第60期	2020年度 第61期	2021年度 (当期)第62期
取	扱	高(百万円)	4, 855, 805	5, 182, 877	5, 025, 807	5, 284, 703
営	業 収	益(百万円)	212, 207	225, 667	208, 939	199, 418
当	期純利	益(百万円)	25, 552	23, 976	16, 165	14, 797
1 棋	ま当たり当期純症	利益 (円)	13. 25	12.78	8.48	7.83
総	資	産(百万円)	5, 452, 817	5, 492, 852	3, 675, 820	3, 592, 389
純	資	産(百万円)	232, 554	235, 443	193, 878	181, 790

- (注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。
 - 2. 2021年度(当期)第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。2020年度第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。
 - 3. 上記①「企業集団の財産及び損益の状況の推移」の取扱高は、従来、信販業の主要部門による ものを記載しておりましたが、2021年度(当期)第62期より事業別へ変更して記載しております。 2020年度第61期については、組み替え後の数値を記載しております。
 - 4. PT Orico Balimor Financeとの企業結合について前期において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当期に確定しております。上記①「企業集団の財産及び損益の状況の推移」の2020年度第61期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 主要な営業所(2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

【本 社】東京都千代田区麹町5丁目2番地1

【営業店】

地	域	区	分	主 な 営 業 店	店舗数合計
北海道	地	区		札幌支店 ほか	3
東北	地	区		仙台支店、郡山支店、盛岡支店 ほか	10
関東	地	区		新宿支店、横浜支店、千葉支店、群馬支店 さいたま支店、宇都宮支店、水戸支店 ほか	35
中部	地	区		名古屋支店、新潟支店、静岡支店 ほか	17
近 畿	地	区		大阪支店、神戸支店、京都支店 ほか	13
中 国	地	区		広島支店、岡山支店 ほか	9
四国	地	区		松山支店、高松支店 ほか	4
九州	地	区		福岡支店、熊本支店、沖縄支店 ほか	15
				合 計	106

② 重要な子会社の主要な営業所

会 社 名	本社所在地	主 な 営 業 拠 点
日本債権回収株式会社	東京都千代田区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、 広島、福岡
株式会社オリコフォレントインシュア	東京都港区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、 広島、福岡、沖縄

(3) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数の状況

従 業 員 数	前期末比增減数
6,084名(2,419名)	91名減少(413名減少)

② 当社の従業員数の状況

従 業 員 数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
4,247名(1,785名)	43名減少(266名減少)	41.9歳	16.7年
〔うち男性1,698名、女性2,549名〕			

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(有期労働契約従業員)数は()内に記載しております。
 - 2. 当期より、無期労働契約へ転換した者(無期転換従業員)を臨時従業員から従業員へ区分変更しております。これに伴い、変更後の区分による従業員数に基づき前期末比増減を算出しております。
 - 3. 平均年齢・平均勤続年数は当社への出向者及び無期転換従業員を除いております。

(4) 主要な借入先(2022年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高			
株式会社みずほ銀行	219,760百万円			
株式会社三井住友銀行	138, 180百万円			
株式会社三菱UFJ銀行	117,734百万円			
三井住友信託銀行株式会社	100,000百万円			
農林中央金庫	78, 469百万円			
みずほ信託銀行株式会社	60,000百万円			
信金中央金庫	43,000百万円			
第一生命保険株式会社	35, 503百万円			
朝日生命保険相互会社	34,280百万円			
日本生命保険相互会社	34, 100百万円			

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して職務執行の対価として交付した新株予約 権等の概要

	新株予約権 の割当日	新株予約 権の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 「新株予約権) 1個当たり」	行使価額 【 株式 1株当たり】	行 使 期 間
第1回 新株予約権	2010年8月26日	953個	普通株式 476, 500株	28, 500円	1円	2010年 8月27日から 2030年 8月26日まで
第2回 新株予約権	2011年 8月25日	670個	普通株式 335,000株	37, 500円	1円	2011年 8月26日から 2031年 8月25日まで
第3回 新株予約権	2012年 8月23日	447個	普通株式 223, 500株	52, 500円	1円	2012年 8月24日から 2032年 8月23日まで
第4回新株予約権	2013年 8月22日	183個	普通株式 91,500株	125, 500円	1円	2013年 8月23日から 2033年 8月22日まで
第5回 新株予約権	2014年 8月21日	178個	普通株式 89,000株	123,000円	1円	2014年 8月22日から 2034年 8月21日まで
第6回新株予約権	2015年8月20日	232個	普通株式 116,000株	103,000円	1円	2015年 8月21日から 2035年 8月20日まで
第7回 新株予約権	2016年 8月23日	232個	普通株式 116,000株	100,000円	1円	2016年 8月24日から 2036年 8月23日まで

(2) 当事業年度末日に当社取締役(社外取締役を除く)が保有する職務執行の対価として交付した新 株予約権等の状況

	新株予約権の 交付対象者数と交付数	目的となる株式の 種類及び数	当事業年度末日における 保有者数と保有数
第1回	11名	普通株式	1名
新株予約権	515個	257, 500株	18個
第2回	10名	普通株式	1名
新株予約権	337個	168,500株	14個
第3回	10名	普通株式	2名
新株予約権	223個	111,500株	29個
第4回	10名	普通株式	2名
新株予約権	91個	45,500株	12個
第5回	10名	普通株式	3名
新株予約権	90個	45,000株	16個
第6回	10名	普通株式	4名
新株予約権	116個	58,000株	26個
第7回	10名	普通株式	6名
新株予約権	118個	59,000株	58個

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	147百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に 係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の 監査報酬決定に至る経緯や前期の監査計画における職務遂行状況を確認し、今期の監査計画の 内容と監査時間の適切性・妥当性及び報酬額の見積りの算出根拠等について必要な検証を行っ たうえで、合理的であると判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を 行っております。
 - 3. 当社の連結子会社であるOrico Auto Leasing (Thailand) Ltd、Orico Auto Finance Philippines Inc、PT. Orico Balimor Finance 他1社は当社の会計監査人と同一のネットワーク (Ernst & Young Global Limited)に属している監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である以下の業務等について委託し対価を支払っております。

・社債発行に係るコンフォート・レター業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為の有無のほか、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会により解任するほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

企業集団の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を 確保するための体制

当社は、基本理念及び経営方針を定め、これらに基づいて、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社等の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ.企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、 当社及び当社の子会社等の全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライ アンスに関する行動規準である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
 - ロ. 取締役会を定期的に開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を 監視するための体制を確保します。
 - ハ. コンプライアンスに関する事項の審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、当 社及び当社の子会社等におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運 営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守しま す。
 - 二. 内部通報制度を設け、当社及び当社の子会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制 を構築します。
 - ホ. 個人情報管理につきましては、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を 確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置 して、その適正な管理を行います。
 - へ. 財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能 することを評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性 を確保します。
 - ト. 当社及び当社の子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断に向けた基本方針及び規程等を定め、一元的な管理態勢を設けます。また、「The Orico Group Code」において、役職員の意識の醸成と徹底を図ること、経営トップ以下の組織全体で対応することを定めるなど、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた態勢を構築します。
 - チ.マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対応については、基本方針及び規程等 を定め、専門部署を設置することで態勢強化を図ります。
 - リ.業務監査部を設置し、当社及び当社の子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。 また、「業務監査委員会」を設置し、業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れ ることにより、内部監査の充実を図ります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会について、その議事録を法令及び社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理 します。
 - ロ.経営会議、コンプライアンス委員会及び業務監査委員会等について、それらの議事録等を 社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
 - ハ. 稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
 - ニ. 情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 「総合リスク管理委員会」を設置し、当社グループの業務に関する各種リスクを総合的に 把握・管理することを目的として、審議・調整を行います。また、基本方針及び規程等を定 め、多様化するリスクを管理する統括部署を設置し、リスク管理体制の強化を図ります。
 - ロ. 各種リスクの重要度に応じ、委員会等を設置するとともに、必要に応じて専門部署による 適切なリスク管理体制を構築します。
 - ハ. 大規模地震等による緊急事態発生時の対応並びに事業継続管理に関して、「事業継続管理 規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ.取締役会を定期的に開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法等を定め、 その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意 思決定及び業務執行状況の監督を行います。
 - ロ.経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議を行いま す。
 - ハ. 執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化します。
 - 二. 職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。
- ⑤ 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ.子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。
 - ロ.子会社等の経営管理に関する規程等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、承認をすること又は報告を受けることとし、必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示 の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
 - ロ. 当該使用人の人事異動につきましては、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。
 - ハ. 当該使用人は監査役以外の者より指揮命令を受けることがないものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及 びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ.会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べることができるものとします。
 - ロ. 監査役は、当社又は当社の子会社等の会計監査人、監査役、取締役、その他使用人より適 宜報告を受けることができるものとします。また、子会社等の経営管理全般を所管する専 門部署等より適宜子会社等に関する事項の報告を受けることができるものとします。なお、 上記報告者は当該報告の実施を理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。
 - ハ. 監査役は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言することなどができるものとします。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができるものとします。

- 二. 常勤監査役は、業務監査部から定期的に業務報告を受けるなどにより連携を確保するなど し、業務執行状況を確認することができるものとします。また、子会社等の監査役と定期 的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ることができるものとします。
- ホ. 監査役の職務執行について生ずる費用については会社が負担するものとします。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行うこととします。
- (注) 本基本方針において、「子会社等」とは、当社の連結子会社及び当社が指定する持分法適用関連会社 を指します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び当社の子会社等の行動規準として「The Orico Group Code」を制定しており、定期的な研修等により全従業員への徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス事項を審議するため、当期はコンプライアンス委員会を5回開催いたしま した。また、子会社等を含めたコンプライアンストップセミナーを開催する等、コンプライ アンス態勢の高度化に取り組んでおります。
 - ・割賦販売法や貸金業法の監督指針に基づく業務運営状況について、内部管理部門による定期 的な検証を行っております。
 - ・内部通報制度の充実化のために通報窓口の複線化(社内・社外)を行い、子会社等も含む全社への周知徹底により適切に運用しております。
 - ・反社会的勢力の排除態勢としては、コンプライアンス推進室において企画立案や啓発活動を 行い、反社会的勢力の排除に向けた取組を厳格に実施し、定期的に取組状況を取締役会に報 告しております。また、継続的に社内研修を実施し、更なる意識の醸成を図っております。
 - ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止(マネロン)のため、マネロンに関する基本方針 や規程を制定し、専門部署としてAML室を設置し適切に管理しております。
 - ・内部監査体制としては、業務監査部により本社・営業店・子会社等に定期監査及びフォローアップ監査を実施しております。また、内部監査の充実を目的に業務監査委員会を当期3回開催するとともに、外部コンサルティングの提言事項を踏まえ、監査の高度化を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会や経営会議の議事録は適正に記録され、法令及び社内規程等に基づいて各所管部に て適切に保存し、閲覧可能な状態を維持しております。
 - ・情報セキュリティ管理体制に関しては、サイバー攻撃への備えとして平時・有事それぞれの 態勢(オリコCSIRT)を整備し、インシデント情報の収集と対策を実施しております。ま た、有事の際の対応力強化に向けた全社サイバー攻撃訓練も定期的に実施しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・総合リスク管理委員会(当期5回開催)を通じて、リスクマネジメント態勢の強化を図っております。
 - ・その他、クレジット対策委員会(当期6回)、ALM委員会(当期12回)等を定期的に開催し、 個別の重要リスクに関して適宜対応を審議・決定しております。

- ・事業継続管理体制に関し、緊急事態として想定すべきリスクの棚卸や初動体制等を適宜見直しており、大規模災害を想定した全社総合訓練を実施しております。また、新型コロナウイルス感染拡大への対応として、非常対策プロジェクトを継続し、政府・業界団体からの要請や基本的対処方針に即した感染防止対策の徹底を指示し、統括産業医と連携したワクチンの職域接種を実施しております。加えて、本社のフリーアドレス化を実施し、テレワークやオンライン会議の実現及び定着を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当期は取締役会を13回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の意思決定 及び業務執行状況の監督を適切に行っております。また、取締役会の更なる実効性向上に向 けて、実効性評価の結果を踏まえた課題への取組を実施いたしました。
- ⑤ 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社等の経営管理全般を担うため、国内についてはグループ事業部、海外については海外 事業部において、グループ経営管理規程に基づき業績やコンプライアンス等の管理・指導を 行い、業務所管部と連携した業務支援を行っております。
 - ・子会社等との情報共有のためにグループ内部統制連絡会を開催し、企業集団における内部統制強化を図っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示 の実効性の確保に関する事項
 - ・業務執行部門から独立した監査役室に専従社員を配置しており、監査役の指示に基づき日々 補佐業務に専念しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は取締役会及び経営会議のほか、各種委員会等の重要会議へ出席し、適宜必要な意見 を述べております。
 - ・業務部門からの業務執行報告のほか、業務監査部や会計監査人とも定期的な意見交換を行っております。
 - ・グループ会社監査役会の開催や会長及び社長との定期的な情報交換、更に連携強化を目的と した社外取締役との情報交換会等により経営課題の認識の共有化も図っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円 未満切り捨て)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150, 067	924	94, 310	△375	244, 926
暫定的な会計処理の 確定による影響額			121		121
会計方針の変更による 累積的影響額			△33, 885		△33, 885
会計方針の変更等を反映 した当期首残高	150, 067	924	60, 546	△375	211, 162
当期変動額					
新株の発行(新株予約 権の行使)	2	2			4
剰余金の配当			△5, 732		△5, 732
親会社株主に帰属する 当期純利益			19, 476		19, 476
自己株式の取得				△21, 360	△21, 360
自己株式の処分				21	21
自己株式の消却		△21, 360		21, 360	_
利益剰余金から資本剰 余金への振替		21, 360	△21, 360		I
持分法の適用範囲の変 動			337		337
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2	2	△7, 278	21	△7, 253
当期末残高	150, 069	926	53, 267	△353	203, 909

		その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	1, 750	△266	160	13, 516	15, 160	25	1, 994	262, 105
暫定的な会計処理の 確定による影響額		$\triangle 0$	28	0	27		94	244
会計方針の変更による 累積的影響額								△33, 885
会計方針の変更等を反映 した当期首残高	1, 750	△266	188	13, 516	15, 188	25	2, 088	228, 464
当期変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)								4
剰余金の配当								△5, 732
親会社株主に帰属する 当期純利益								19, 476
自己株式の取得								△21, 360
自己株式の処分								21
自己株式の消却								_
利益剰余金から資本剰 余金への振替								_
持分法の適用範囲の変 動								337
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	104	73	241	△4, 997	△4, 577	$\triangle 4$	207	△4, 373
当期変動額合計	104	73	241	△4, 997	△4, 577	$\triangle 4$	207	△11,627
当期末残高	1,854	△193	430	8, 519	10,610	20	2, 296	216, 837

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd. 日本債権回収株式会社 株式会社オリコフォレントインシュア

オリファサービス債権回収株式会社

株式会社CAL信用保証

Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd. 株式会社オリコフォレントインシュア Orico Auto Finance Philippines Inc. PT Orico Balimor Finance その他6社

異動状況・・・・ (除外) 売却1社 (株式会社オートリ) 、合併1社

② 非連結子会社

該当事項はありません。

③ 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「10. 開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結子会社 該当事項はありません。
 - ② 持分法適用の関連会社の数 5社

主要な持分法適用関連会社の名称

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社

株式会社オリコビジネスリース

その他2社

株式会社オリコオートリース

異動状況····(除外)持分比率低下1社(LINE Credit株式会社)

- ③ 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は1社(12月末日)であり、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(5) デリバティブの評価基準及び評価方法

(6) 販売用不動産の評価基準及び評価方法

すべてヘッジ会計を適用しております。

個別法による原価法 [切放し法] (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- (7) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - ・建物及び構築物

定額法

(但し、2016年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法)

・建物及び構築物以外の有形固定資産 定率法

- ② 無形固定資産
 - ・ソフトウエア

定額法(自社利用可能期間 5年~15年)

- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース 定額法

(8) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権および管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という)の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ ポイント引当金

当社は、カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、 損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給 見込額を計上しております。

⑦ 役員株式給付引当金

当社は、取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

⑧ 利息返還損失引当金

当社は、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (13年) による定額法 により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (当社は13年、連結子会社 (1社) は5年) による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(10) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しております。

当社グループの主な事業内容は「信販業」であり、会員手数料については、業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料やカード年会費、その他の一部の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

① 会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

カード・融資7・8分法及び残債方式決済・保証7・8分法及び残債方式個品割賦7・8分法及び残債方式

② 加盟店手数料

加盟店に対して、立替払いした時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

③ カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(11) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

- (12) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引(金利スワップ取引及び金利オプション取引、通貨スワップ取引) 引)

ヘッジ対象……借入金の金利及び為替変動(市場金利等及び為替の変動によりキャッシュ・フロー が変動するもの)

③ ヘッジ方針

将来の金利及び為替変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替レートと、ヘッジ対象の指標金利及び為替レートとの変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

⑤ リスク管理体制

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する 取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなっており、その執行及び管理は 相互牽制の働く体制となっております。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、 以下のとおりであります。

連結貸借対照表の計上方法

当社の連結貸借対照表において、信用保証に係る保証債権・債務のうち、債権の回収を行う保証のみを「信用保証割賦売掛金」「信用保証買掛金」として、連結貸借対照表に計上しております。また、集金保証に係る債権のうち、手形精算によるもののみを「集金保証前渡金」として、連結貸借対照表に計上しております。

連結損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目は、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目は「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

カード・融資7・8分法及び残債方式決済・保証7・8分法及び残債方式個品割賦7・8分法及び残債方式

銀行保証 残債方式

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益

計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料 算出額を収益計上する方法

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クレジットカードのカード年会費については、従来、年会費を収受した時点で収益を認識しておりましたが、サービスの提供期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の期首の利益剰余金の残高が1,281百万円減少しております。

(2) 信用保証に関する会計方針の変更

当社は、保証取引に関する費用構造及び取引残高の構成の変化や新たな会計基準の導入等の企業内外の経営環境を踏まえ、同取引の会計方針について全般的な見直しを行い、財務報告における他社との比較可能性等も考慮し、保証取引の実態をより適切に連結計算書類に反映させるため、次のとおり会計方針を変更いたしました。

① 信用保証取引の収益計上方法の変更

当社は信用保証取引の収益について、他の取引と異なり主要な費用である資金調達コストが発生しないこと及び契約時に営業事務コストが集中すること等から、収益と費用の適正な期間対応を図るため、保証契約時に一括して収益計上する方法を採用しておりました。

しかしながら、主要な費用の発生時期の変化やシステムコスト等の間接費用の長期化、リフォームローンやオートローン等の顧客の支払回数が長期化していること、また当社の保証サービスが契約期間にわたり役務提供されることが、「収益認識に関する会計基準」等において示された履行義務を充足するにつれて収益を認識するという収益認識の考え方とも整合すること等により、契約期間に応じて収益を認識する方法がより適切であると判断し、当連結会計年度の期首より保証契約時に一括して収益計上する方法から、契約期間に応じて収益を認識する方法(期日到来基準に基づく7・8分法)に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の期首の利益剰余金の残高が32,604百万円減少しております。

② 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更

信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金は、「債務保証のみを行う保証」と、債務保証に加えて「債権の回収を行う保証」から構成されております。

当社は従来、当社による回収の有無に関わらず契約形態を重視して同質のものと捉え、すべてを連結貸借対照表に計上しておりましたが、近年の商品の多様化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、回収の有無という商品性の違いに着目し、回収を伴わない「債務保証のみを行う保証」は連結貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することが、当社の財政状態をより適切に表示させると判断し、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」のみを計上する方法に変更いたしました。

なお、「債務保証のみを行う保証」については、当連結会計年度より連結貸借対照表の注記として開示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期首の純資産額に与える影響はありません。

③ 集金保証前渡金に関する会計処理の変更

集金保証前渡金は、集金保証商品を取り扱う加盟店との精算方法が「手形精算」によるものと「現金精算」によるものから構成されております。当社は従来、精算方式に関わらず契約形態を重視して同質のものと捉え、すべてを連結貸借対照表に計上しておりました。

しかしながら、近年の集金保証商品の取引形態の変化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、精算方式という商品性の違いに着目し、当社の財政状態をより適切に表示させるために、当連結会計年度より「現金精算」によるものは連結貸借対照表に計上せず、「手形精算」によるもののみを集金保証前渡金として計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期首の純資産額に与える影響はありません。

(3) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 連結貸借対照表関係
- ① 従来、流動資産に区分掲記しておりました「集金保証前渡金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他(流動資産)」に含めて表示しております。
- ② 従来、「その他(流動資産)」に含めて記載しておりました「短期貸付金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。
- ③ 従来、「その他(流動負債)」に含めて記載しておりました「コマーシャル・ペーパー」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(2) 売上割戻の計上区分の変更

従来、一部の連結子会社の売上割戻を「販売費及び一般管理費」として表示しておりましたが、当連 結会計年度より「信販業収益」から控除して表示する方法に変更しております。

この変更は、取扱高の増加に伴い金額的重要性が高まったため、親会社との表示方法の統一を図ることを目的に表示科目を組み替えることで、当社グループの営業活動の成果をより適切に表示させるために行ったものであります。

(3) 事業収益の注記方法の変更

従来、事業収益の内訳として、「部門別収益」を注記として記載しておりましたが、当連結会計年度より「事業別収益」を注記として記載する方法に変更しております。

この変更は、「収益認識に関する会計基準」等が当連結会計年度より適用され、顧客との契約から生じる収益を適切な科目で表示するとされており、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための区分である「事業別収益」により注記を行うことが、利害関係者に対してより有用な情報開示に資すると判断したためであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

- ①貸倒引当金
 - イ. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 128,517百万円

- ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ・算出方法

当社グループの貸倒引当金は、予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び同運用指針」に則り算出し計上しております。営業資産の大層を占める信販事業につきましては、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金を計上しております。また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

・主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、その拡大に伴い主に割賦売掛金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、当連結会計年度は前連結会計年度に引き続き消費支出が低位に推移したこと等により、延滞発生額の増加は見られませんでした。翌連結会計年度の個人消費は緩やかに回復するものと想定しており、予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

・翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により影響を受ける可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合は、予想損失率の上昇などにより貸倒引当金を積み増す可能性があります。

② 繰延税金資産

イ. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

繰延税金資產 34,921百万円

- ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 算出方法

当社グループは将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は 将来3年間の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価しております。なお、将来課税 所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでおります。

将来減算一時差異のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を 勘案し、それ以外の将来減算一時差異については個々のスケジューリング結果等に基づき解 消額を見積っております。

・主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、その拡大に伴い当社グループの業績に一定の 影響を及ぼす可能性は想定しておりますが、一定の新型コロナウイルス感染症対策が継続す るため景気の本格的回復はすぐには見込み難いものの、翌連結会計年度の個人消費は緩やか に回復するという想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに 金融費用等の見通しを行っております。

・翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由などにより影響を受ける可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合は、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見通しに重要な影響を及ぼし、将来課税所得の見積りが変動するとともに、当社グループの繰延税金資産の一部もしくは全額を取り崩し、同額を法人税等調整額に計上する可能性があります。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社グループの主な商品との関連は次のとおりであります。

(単位:百万円 未満切り捨て)

カード・融資	決済・保証	個品割賦	銀行保証	<u> </u>	その他	合計
38, 276	4, 338	5, 840	8	48, 463	3, 201	51, 665

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (10) 収益 及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
 - ①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度において、当社グループにおける顧客との契約から計上された契約負債は以下のとお りであります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

契約負債(期首残高)

1,843百万円

契約負債 (期末残高)

1,775百万円

連結貸借対照表上、契約負債は「その他(流動負債)」に計上しております。契約負債はカード年会 費のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は1,843百 万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、カード年会費の残存履行義務に配分された取引価格の総額は1,775百万円 であり、当社グループは当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識 する事を見込んでおります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産 資産流動化受益債権

15,602百万円

② 担保に係る債務

債権流動化借入金

15,602百万円

- (2) 「資産流動化受益債権」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であり ます。
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額

38,628百万円

- (4) 「債権流動化借入金」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。
- (5) 保証債務

営業上の保証債務

提携金融機関による顧客に対する融資等への保証 1,158,749百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

カード・融資

(1) 信販業収益の内訳

カード・融資 70,932百万円 決済·保証 18,309百万円 個品割賦 84,018百万円 銀行保証 33,123百万円 その他 1,939百万円

(注) 各事業収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

27,938百万円 個品割賦 50,657百万円

その他 99百万円

> 計 78,696百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	1, 718, 727	19	_	1, 718, 747
第一回 I 種優先株式 (注) 2	20,000	_	20,000	_
合計	1, 738, 727	19	20,000	1, 718, 747

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加(19千株)は、新株予約権(ストック・オプション)が行使され普 通株式が交付されたことによるものであります。
 - 2. 第一回 I 種優先株式の発行済株式総数の減少(20,000千株)は消却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日	普通株式	5, 156	3.00	2021年3月31日	2021年6月28日
定時株主総会	第一回 I 種優先株式	576	28. 81	2021年3月31日	2021年6月28日

⁽注) 2021年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託 (BBT) が保有する当社 株式に対する配当額7百万円を含んでおります。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5, 156	3. 00	2022年3月31日	2022年6月27日

⁽注) 2022年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託 (BBT) が保有する当社 株式に対する配当額6百万円を含んでおります。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的と なる株式の種類及び数

普通株式

133千株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの主な事業は「信販業」であり、事業を行うために銀行等金融機関からの借入金のほか、コマーシャル・ペーパー及び社債の発行、債権流動化による直接金融等によって資金調達を行っております。

当社グループが保有する金融資産は主として個人に対する営業債権であり、顧客の信用リスクは、専門の部署を設置し与信状況、信用状況の管理を行っております。また、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づいた与信審査体制を構築するとともに、延滞債権等についても、専門部署を設置し対応するなどリスクの低減を図っております。

資金調達については、調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

なお、デリバティブ取引については、将来の金利変動によるリスクを回避することを目的に行っており、投機目的の取引はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額13,156百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、短期貸付金、並びにコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円 未満切り捨て)

		連結貸借対照表 計上額(注)1	時価(注)1	差額(注)1
① 営業債権 (注) 2	1, 674, 802	1, 700, 114	25, 312
② 投資有価証券				
その他有価証券		4, 227	4, 227	_
③ 社債				
(1年内償還予定の社債含む)		(245,000)	(246, 655)	(1, 655)
④ 長期借入金				
(1年内返済予定の長期借入金含む)	含	(1, 186, 952)	(1, 187, 181)	(229)
⑤ デリバティブ取引 ((注)3			
ヘッジ会計が適用されている	もの	(737)	(737)	_

- (注) 1. 負債に計上されている項目については()で表示しております。
 - 2. 営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。 また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。 なお、債務保証の時価(信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金の時価、並びにオフバランスした債務保証 の時価)は、28,365百万円であります。
 - 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つの レベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円 未満切り捨て)

	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	4, 227	_	_	4, 227		
デリバティブ取引						
ヘッジ会計が適用されているもの	_	(737)	_	(737)		

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円 未満切り捨て)

			盘.日为17			
	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
営業債権	_	_	1, 700, 114	1, 700, 114		
社債	_	(246, 655)	_	(246, 655)		
(1年内償還予定の社債含む)						
長期借入金	_	(1, 187, 181)	_	(1, 187, 181)		
(1年内返済予定の長期借入金含む)						

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業債権

営業債権は割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれております。時価は回収予定額に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しており、当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しております。時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類 しております。投資信託は、公表されている基準価格等によっており、改正前の時価の算定に関する会計 基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

<u>社債</u>

社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値 を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ等の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて現在価値技法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

※債務保証

契約上の保証料に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

10. 開示対象特別目的会社に関する注記

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 金融資産の流動化

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

当該特別目的会社を利用した流動化の結果、2022年3月末において、取引残高のある特別目的会社は14社(うち、3社は事業初年度の決算未確定)あり、当該特別目的会社11社の直近の決算日における資産総額(単純合計)は181,749百万円、負債総額(単純合計)は177,132百万円であります。また、事業初年度の決算未確定の3社の当初の純資産額(単純合計)は115百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び 従業員の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等金融資産の流動化

		主な取引の金額又は	主な損益		
		当連結会計年度末残高	(項目)	(金額)	
譲渡資産		(百万円)		(百万円)	
優先受益権	(注) 1	114, 400	_	_	
貸付金	(注) 2	15, 824	受取利息	143	

- (注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。
 - 2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

124円98銭

(注)1株当たり純資産額は以下の式に基づき算定しております。

1株当たり純資産額 = 純資産の部の合計額-新株予約権-非支配株主持分-優先株式の発行金額等期末の普通株式の発行済株式数-期末の普通株式の自己株式数

- (2) 1株当たり当期純利益
 - ① 普通株式に係る1株当たり当期純利益

10円55銭

② 第一回 I 種優先株式に係る 1 株当たり当期純利益

108円45銭

(注) 当社の株式給付信託 (BBT) において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は2,279千株であります。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において2,315千株であります。

12. 企業結合に関する注記

1. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2021年3月31日に行われたPT Orico Balimor Financeとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度末における資産合計が205百万円増加、負債合計が38百万円減少、純資産が244百万円増加しております。

また、前連結会計年度末に暫定的に算出された負ののれん発生益1,093百万円は、主として貸倒引当金が191百万円減少したことにより1,215百万円となりました。

2. 子会社株式の譲渡

- (1) 株式譲渡の概要
 - ① 当該子会社の名称及び事業内容

名称:株式会社オートリ

事業内容:パーキングの開発・管理・運営

② 株式譲渡先企業の名称 株式会社イチネンホールディングス

③ 株式譲渡を行った主な理由

当社は、今年度を最終年度とする中期経営方針において"Innovation for Next Orico"を基本方針に掲げ、コロナ禍におきましても、プロセスイノベーションを通じたコスト削減やフィリピン・インドネシアへのアジア展開の拡大、異業種企業との協業によるEC化支援など、基本戦略に基づく取組を着実に進展させてまいりました。また、現在策定を進めております次期中期経営計画におきましても、将来の環境変化を踏まえつつ、当社の強みを活かした重点事業分野や新たな事業領域の拡大に一層注力してまいりたいと考えております。そのような状況のもと、当社は、グループの事業見直しの一環として、オートリを通じて行っているパーキング事業の運営を第三者に委ねることが最良の手段であるとの判断に至り、同社の全株式を譲渡することといたしました。譲渡先であるイチネンホールディングスは、同社グループの株式会社イチネンパーキングを通じ主に関西圏を中心に全国で約1,500箇所の駐車場を運営しており、首都圏を中心に事業展開しているオートリとは、高いシナジー効果が発揮されるものと考えております。

- 4 株式譲渡実行日2022年3月31日
- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項 受取対価を現金のみとする株式譲渡
- (2) 実施した会計処理の概要
 - ① 株式譲渡損益の金額

譲渡価額につきましては、相手方との守秘義務契約を締結しているため、開示を控えさせていた だきます。

② 会計処理

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(会計制度委員会報告第7号)に規定する会計処理等を適用しております。

- (3) 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称 その他
- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている株式譲渡した子会社に係る損益の概算値 営業収益 686百万円

営業利益 86百万円

13. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第62期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1)併合の目的

当社の株価は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っております。

当社の普通株式の発行済株式総数も、2022年3月31日現在で1,718,747,203株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあります。

これらの状況の改善を図るため、今般、本定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(2)株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

10株につき1株の割合

(2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数が基準となります)

③ 効力発生日

2022年10月1日

④ 併合により減少する株式数(減少する株式数は変動する可能性があります)

併合前の発行済株式数(2022年3月31日現在)

1,718,747,203株

併合により減少する株式数

1,546,872,483株

併合後の発行済株式総数

171,874,720株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及 び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1 株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額

1,249円79銭

1株当たりの当期純利益

105円54銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

105円54銭

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円 未満切り捨て)

		株主資本							, , , , , , ,
			資本剰余金	Ž		利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 · 剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150, 067	901	_	901	2, 108	73, 363	75, 472	△361	226, 079
会計方針の変更による 累積的影響額						△33, 885	△33, 885		△33, 885
会計方針の変更を反映し た当期首残高	150, 067	901	_	901	2, 108	39, 477	41, 586	△361	192, 194
当期変動額									
新株の発行(新株予約 権の行使)	2	2		2					4
剰余金の配当					573	△6, 305	△5, 732		△5, 732
当期純利益						14, 797	14, 797		14, 797
自己株式の取得								△21, 360	△21, 360
自己株式の処分								21	21
自己株式の消却			△21, 360	△21, 360				21, 360	_
利益剰余金から資本 剰余金への振替			21, 360	21, 360		△21, 360	△21, 360		_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	2	2	_	2	573	△12, 869	△12, 296	21	△12, 270
当期末残高	150, 069	904	_	904	2, 682	26, 608	29, 290	△339	179, 923

	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1, 745	△85	1,659	25	227, 764
会計方針の変更による 累積的影響額					△33, 885
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1, 745	△85	1, 659	25	193, 878
当期変動額					
新株の発行(新株予約 権の行使)					4
剰余金の配当					△5, 732
当期純利益					14, 797
自己株式の取得					△21, 360
自己株式の処分					21
自己株式の消却					_
利益剰余金から資本 剰余金への振替					_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	104	82	186	△4	182
当期変動額合計	104	82	186	△4	△12, 088
当期末残高	1,849	△3	1,846	20	181, 790

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 関係会社株式

移動平均法による原価法

- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ

すべてヘッジ会計を適用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

・建物及び構築物 定額法

(但し、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法)

・建物及び構築物以外の有形固定資産 定率法

② 無形固定資産

・ソフトウエア 定額法(自社利用可能期間 5年~15年)

・施設利用権定額法

③ 投資その他の資産

・長期前払費用 定額法

④ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権および管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という)の賞与に備えるため、支給見 込額を計上しております。

④ ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、 損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

⑦ 役員株式給付引当金

取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当期末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

⑧ 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しております。

当社の主な事業内容は「信販業」であり、会員手数料については、業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料やカード年会費、その他の一部の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

カード・融資7・8分法及び残債方式決済・保証7・8分法及び残債方式個品割賦7・8分法及び残債方式

銀行保証 残債方式

② 加盟店手数料

加盟店に対して、立替払いした時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

③ カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

- (6) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………デリバティブ取引(金利スワップ取引及び金利オプション取引) ヘッジ対象………借入金の金利(市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの)

③ ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 - ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。
- ⑤ リスク管理体制

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する 取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。デリバティブ取引の執行部署 は財務部であり、取締役会にて承認された取引につき執行し、その執行状況については、定期的に経 営会議に報告を行う体制となっております。

(7) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(8) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・貸借対照表の計上方法

当社の貸借対照表において、信用保証に係る保証債権・債務のうち、債権の回収を行う保証のみを「信用保証割賦売掛金」「信用保証買掛金」として、貸借対照表に計上しております。また、集金保証に係る債権のうち、手形精算によるもののみを「集金保証前渡金」として、貸借対照表に計上しております。

損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目として「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

カード・融資 7・8分法及び残債方式 決済・保証 7・8分法及び残債方式 個品割賦 7・8分法及び残債方式

銀行保証 残債方式

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益 計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料 算出額を収益計上する方法

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クレジットカードのカード年会費については、従来、年会費を収受した時点で収益を認識しておりましたが、サービスの提供期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の期首の利益剰余金の残高が1,281百万円減少しております。

(2) 信用保証に関する会計方針の変更

当社は、保証取引に関する費用構造及び取引残高の構成の変化や新たな会計基準の導入等の企業内外の経営環境を踏まえ、同取引の会計方針について全般的な見直しを行い、財務報告における他社との比較可能性等も考慮し、保証取引の実態をより適切に計算書類に反映させるため、次のとおり会計方針を変更いたしました。

① 信用保証取引の収益計上方法の変更

当社は信用保証取引の収益について、他の取引と異なり主要な費用である資金調達コストが発生しないこと及び契約時に営業事務コストが集中すること等から、収益と費用の適正な期間対応を図るため、保証契約時に一括して収益計上する方法を採用しておりました。

しかしながら、主要な費用の発生時期の変化やシステムコスト等の間接費用の長期化、リフォームローンやオートローン等の顧客の支払回数が長期化していること、また当社の保証サービスが契約期間にわたり役務提供されることが、「収益認識に関する会計基準」等において示された履行義務を充足

するにつれて収益を認識するという収益認識の考え方とも整合すること等により、契約期間に応じて収益を認識する方法がより適切であると判断し、当期首より保証契約時に一括して収益計上する方法から、契約期間に応じて収益を認識する方法(期日到来基準に基づく7・8分法)に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主 資本等変動計算書の期首の利益剰余金の残高が32,604百万円減少しております。

② 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更

信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金は、「債務保証のみを行う保証」と、債務保証に加えて「債権の回収を行う保証」から構成されております。

当社は従来、当社による回収の有無に関わらず契約形態を重視して同質のものと捉え、すべてを貸借対照表に計上しておりましたが、近年の商品の多様化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、回収の有無という商品性の違いに着目し、回収を伴わない「債務保証のみを行う保証」は貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することが、当社の財政状態をより適切に表示させると判断し、当期より「債権の回収を行う保証」のみを計上する方法に変更いたしました。

なお、「債務保証のみを行う保証」については、当期より貸借対照表の注記として開示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期首の純資産額に与える影響はありません。

③ 集金保証前渡金に関する会計処理の変更

集金保証前渡金は、集金保証商品を取り扱う加盟店との精算方法が「手形精算」によるものと「現金精算」によるものから構成されております。当社は従来、精算方式に関わらず契約形態を重視して同質のものと捉え、すべてを貸借対照表に計上しておりました。

しかしながら、近年の集金保証商品の取引形態の変化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、精算方式という商品性の違いに着目し、当社の財政状態をより適切に表示させるために、当期より「現金精算」によるものは貸借対照表に計上せず、「手形精算」によるもののみを集金保証前渡金として計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期首の純資産額に与える影響はありません。

(3) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表関係

従来、流動資産に区分掲記しておりました「集金保証前渡金」は、重要性が乏しくなったため、当期より「その他(流動資産)」に含めて表示しております。

2. 損益計算書関係

従来、事業収益の内訳として、「部門別収益」として記載しておりましたが、当期より「事業別収益」として記載する方法に変更しております。

この変更は、「収益認識に関する会計基準」等が当期より適用され、顧客との契約から生じる収益を適切な科目で表示するとされており、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための区分である「事業別収益」により注記を行うことが、利害関係者に対してより有用な情報開示に資すると判断したためであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

① 貸倒引当金

当期に係る計算書類に計上した金額 貸倒引当金 120,708百万円

② 繰延税金資産

当期に係る計算書類に計上した金額 繰延税金資産 33,757百万円

「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」については、連結計算書類「連結注記表 4.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社の主な商品との関連は次のとおりであります。

(単位:百万円 未満切り捨て)

カード・融資	決済・保証	個品割賦	銀行保証	計	その他	合計
38, 276	4, 486	5, 840	8	48, 612	1, 100	49, 713

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
 - ①契約資産及び契約負債の残高等

当期において、当社における顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

当期(2022年3月31日)

契約負債 (期首残高)

1,843百万円

契約負債(期末残高)

1,775百万円

貸借対照表上、契約負債は「その他(流動負債)」に計上しております。契約負債はカード年会費の うち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期に認識した収益のうち、当期首の契約負債に含まれていた金額は1,843百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当期において、カード年会費の残存履行義務に配分された取引価格の総額は1,775百万円であり、当社は当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識する事を見込んでおります。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

資産流動化受益債権

15,602百万円

② 担保に係る債務

債権流動化借入金

15,602百万円

(2) 「資産流動化受益債権」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 金銭債権

短期金銭債権(関係会社短期貸付金を含む) 225,613百万円

② 金銭債務

短期金銭債務 99,662百万円 長期金銭債務 102,580百万円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

36,144百万円

(5) 「債権流動化借入金」は、割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

(6) 保証債務

①営業上の保証債務

提携金融機関による顧客に対する融資等への保証

1,158,749百万円

②子会社の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.

55,235百万円

PT Orico Balimor Finance

12,050百万円

Orico Auto Finance Philippines Inc.

1,180百万円

計

68,465百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 各事業収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

カード・融資27,938百万円個品割賦50,657百万円その他99百万円

計 78,696百万円

(2) 関係会社との取引高

営業取引高

営業収益17,882百万円営業費用7,455百万円その他の取引高2,793百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

		当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
自己株式					
普通株式 (沒	主) 1,2	2, 431	0	144	2, 287
第一回 I 種優先株式(注	主)3	_	20, 000	20,000	_
合計		2, 431	20,000	20, 144	2, 287

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加 (0千株) は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少 (144千株) は、当社の株式給付信託 (BBT) による当社株式の給付によるものであります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託 (BBT) が所有する当社株式 (2,279千株) が 含まれております。
 - 3. 第一回 I 種優先株式の自己株式の増加 (20,000千株) は、取得 (強制償還) によるものであり、減少 (20,000千株) は消却によるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

你是仇业 真庄	
貸倒引当金損金算入限度超過額	23,079百万円
利息返還損失引当金繰入額	4,924百万円
減損損失	6,880百万円
退職給付引当金繰入額	4百万円
税務上の収益認識差額	8,400百万円
繰越欠損金	8,388百万円
その他	8,727百万円
繰延税金資産小計	60,405百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△7,307百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△17,539百万円
評価性引当額小計	△24,846百万円
繰延税金資産合計	35,558百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	△1,801百万円
繰延税金資産の純額	33,757百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

会社等の 名称	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社 直接 48 みずほ銀行			資金の借入 (純額)		△11, 516	短期借入金	6, 796
		資金の借入				1年内返済予定 の長期借入金	87, 420
	直接 48.66					長期借入金	102, 580
			利息の支払		1,074	未払費用	16
		融資業務提携	提携ローン保証	債務保証	_	信用保証買掛金	110, 983
				保証料の 受取	_	_	_
			銀行保証	債務保証	154, 576	% 3	423, 688
				保証料の 受取	14, 431	流動資産のその 他	1, 213

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。
 - 2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。
 - 3. 「期末残高」には、保証債務として注記している当社が集金を行わない債務保証の金額を記載しております。

(2) その他の関係会社の子会社

会社等の 名称	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
みずほ信託銀行 株式会社	直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	△5, 000	1年内返済予定 の長期借入金	22, 244
					長期借入金	37, 756
			利息の支払	380	未払費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等 金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

105円90銭

(注) 1株当たり純資産額は以下の式に基づき算定しております。

純資産の部の合計額-新株予約権-優先株式の発行金額等 期末の普通株式の発行済株式数-期末の普通株式の自己株式数

(2) 1株当たり当期純利益

① 普通株式に係る1株当たり当期純利益

1株当たり純資産額

7円83銭

② 第一回 I 種優先株式に係る 1 株当たり当期純利益

108円45銭

(注)株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、当期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の当期末株式数は2,279千株であります。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当期において2,315千株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第62期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1)併合の目的

当社の株価は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っております。

当社の普通株式の発行済株式総数も、2022年3月31日現在で1,718,747,203株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあります。

これらの状況の改善を図るため、今般、本定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(2)株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

10株につき1株の割合

(2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数が基準となります)

③ 効力発生日

2022年10月1日

④ 併合により減少する株式数(減少する株式数は変動する可能性があります)

併合前の発行済株式数(2022年3月31日現在)

1,718,747,203株

併合により減少する株式数

1,546,872,483株

併合後の発行済株式総数

171,874,720株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及 び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式併合が当期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額

1,058円98銭

1株当たり当期純利益

78円28銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

78円27銭